

平成29年度事業計画

1 基本方針

私たちは、犯罪被害者等（以下「被害者等」という。）が被害を受けた時から再び平穏な生活を取り戻すまでの間、個々の事情に応じた適切な支援を提供することにより一人ひとりの尊厳や人権が重んじられ、安全で安心して暮らせる社会の実現に取り組んでいる。

当センターは、平成19年4月に社団法人として設立、平成23年4月には「公益社団法人」に移行、さらに平成24年11月には法律に基づいて山梨県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を得、被害者等に対する支援体制が整備充実されながら10年の年月を経た。

今後、真に実効ある活動に取り組むためには、警察、検察庁、裁判所、県市町村、弁護士会、法テラス、臨床心理士会等、被害者支援に関わる関係機関や団体等と平素から良好な関係のもとに緊密な連携を図りながら、県民の理解と協力を得て温かい支援の輪を大きく広げ、社会全体で被害者等を支えていく機運を醸成していかなければならない。

また、相談員・支援員等による具体的な支援活動の場においては、被害者等の立場に立って考え、行動し、被害者等からの信頼を築きながら対応していくことが必要であり、そのためには人材の育成と支援の質を向上させることが極めて重要である。

これら当センターの目的を実現するためには、安定した財政基盤の確立が必須要件であり、これまでの収支バランスの見直し及び経費の節減に加え、近年減少傾向にある賛助会員等の新規開拓や企業等に対する寄付の要請のほか、チャリティー自動販売機、募金箱等の設置依頼等、あらゆるファンドレイジングの強化を図っていく。

さらに、今年度は10周年記念事業、事務所移転等の懸案事業を有しており、役職員が一体となって完遂しなければならない。

2 主要事業

- (1) 犯罪被害者等の支援に関する広報活動及び啓発活動
- (2) 被害者支援に係る機関、団体との緊密な連携による支援活動の推進
- (3) 相談や直接的支援等に対する対応能力の強化
- (4) 自助グループ活動への積極的な支援
- (5) ファンドレイジング強化による安定した財政基盤の確立

平成29年度事業計画

実施事項		実施時期	実施内容
会務運営	社員総会	6月	甲府市内において開催する。
	理事会	年間	総会前及び必要に応じて開催する。
相談活動の推進	電話相談	年間	相談員、支援員の技能向上を図るとともに各種電話相談に適切に対応する。
	メール相談	年間	相談者等からのメール相談に適切に対応するとともに、各種情報の提供を行う。
	面接相談	年間	犯罪被害相談員等の技能向上を図るとともに必要かつ適切な面接相談を実施する。
	専門相談	年間	臨床心理士、精神科医、弁護士等による専門相談の必要性を判断し、適切に実施する。
直接的支援活動の推進	付添い支援	年間	被害者等からの依頼により、犯罪被害相談員等が裁判所、検察庁、警察、医療機関等への付添い支援を行い、精神的負担の軽減を図る。
	日常生活への支援	年間	被害直後の一定期間、支援員が日常生活への限定的な支援を行うことにより、被害者等の負担軽減を図る。
間接的支援活動の推進	間接支援	年間	相談内容等に応じて関係機関・団体等と連携しての支援や紹介・仲介を行う。また関連情報の提供や必要事項の照会・手配を行うほか犯罪被害者等給付金申請手続きの補助等の間接支援を行う。
	自助グループへの支援	年間	自助グループ「ゆるら」の運営を積極的に支援し、被害者同士の主体的活動が効果的に行えるよう指導助言を行う。
ボランティア支援員の養成・育成	新規募集と養成講座	随時募集	ボランティア支援員候補者第10期生を募集し11月～翌年2月の間、養成講座を開催する。
	育成講座・事例検討会(研修会)	年間	活動中のボランティア支援員の意識を高め、支援に係る知識、技能のスキルアップを図る目的で定期的で開催する。

相談体制の 充実	相談員の養成	年 間	相談業務並びに各種支援業務の充実を図るため、3年計画により相談員を養成する。
	専門相談員 の委嘱	年 間	相談業務の充実を図るため、専門相談員(臨床心理士、精神科医、弁護士、産婦人科医)を委嘱するなど体制の整備を図る。
	代理被害の 防止	年 間	支援員の代理被害の防止を図るため、臨床心理士、医師等によるメンタルケアを随時実施する。
広報啓発 活 動	広報活動	年 2 回	機関誌「あなたに伝えたい」を発行し、広く県民等に業務内容、活動状況を広報する。
		年 間	チラシ、ポスター等の作成配付、街頭キャンペーンやホームページ等の各種広報媒体を通じた広報活動により被害者支援の重要性、当センターの周知に努めるとともに支援活動への理解と協力を求める。
	広報活動	年 間	警察署や機関、団体等へ講師を派遣し、被害者支援の現状、当センターの支援活動状況等の周知を図る。
広報啓発 活 動	啓発活動	年 間	10周年記念事業として記念式典と「生命のメッセージ展」「被害者支援講演会」を開催、さらに県民の被害者支援に対する理解を深めるため、「被害者支援のつどい(仮称)」等を開催する。 また、県警と協働して中、高校生等を対象に「命の大切さを学ぶ授業(講演会)」を開催、犯罪や事故の被害者にも加害者にもならない意識づけと被害者支援の重要性、必要性の周知に努める。
調査研究 活 動	調査活動 及び 研究活動	年 間	全国被害者支援ネットワークが開催する全国規模、関東甲信越ブロック規模の研修会、その他関係機関が開催する各種研修会・講演会等へ積極的に参加させ被害者支援活動のあり方と今後の課題、方向性等について研鑽を積み、支援の質の向上を図る。 また、山梨県警察をはじめとした関係機関や団体と連携しながら、被害者の実態に関する情報交換を行い、全国的な情勢も踏まえながら、被害者支援活動に関する施策や取り組み方針等に反映させて効果的な活動を推進する。

